

同時発表：中国地方整備局

令和 8 年 3 月 31 日
水管理・国土保全局治水課
大臣官房参事官（上下水道技術）いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

流域治水

佐波川水系佐波川中上流域を「特定都市河川」に指定

～「母なる川」佐波川をより安全に（山口県内初の取り組み）～

流域治水の本格的な実践に向けて、流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項等に基づき、令和8年3月31日、佐波川水系佐波川等の計22河川（山口県）を、特定都市河川に指定します。

- 今後、佐波川水系佐波川等では、河川管理者・流域の自治体の長等からなる流域水害対策協議会を組織し、河川整備等のハード対策の推進に加え、雨水貯留施設や雨水流出抑制施設等の内水対策の実施、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。
- また、指定日である令和8年3月31日から、流域内において一定規模以上の土地を宅地等にする行為について、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策が義務付けられます。
- 国土交通省では、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大していくこととしており、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ってまいります。

（添付資料）

- 別紙1 「流域治水」の本格的な実践に向けた佐波川水系佐波川等の特定都市河川への指定
- 別紙2 佐波川水系佐波川等の特定都市河川と流域の概要
- 参 考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

【問合せ先】

○河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課

課長補佐 武田 正太郎（内線 35-582）、係長 野中 航太（内線 35-684）

代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8455

○下水道に関すること

水管理・国土保全局 大臣官房参事官（上下水道技術）

課長補佐 外園 明成（内線 34-324）、係長 長谷川 智明（内線 34-314）

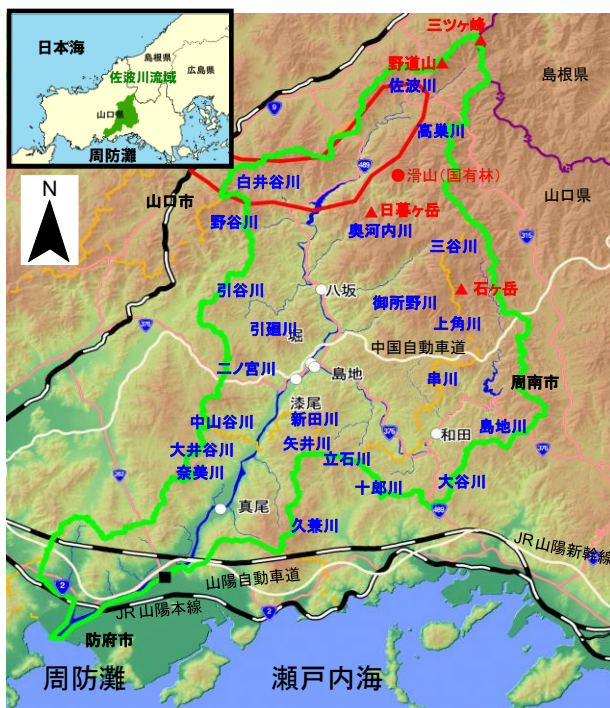
代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8432

佐波川流域の特徴

・佐波川は、三ツヶ峰を源に発し、野谷川、三谷川、島地川等の支川を合わせ、防府市街地北部を流下し周防灘に注ぐ、一級河川であり、山口・防府地域における社会・経済・文化の基盤を形成し、人々の暮らしを育んできた「母なる川」である。

・佐波川ダム上流域にある滑山国有林は美林を誇っており、現在でも一部は学術参考林として保護されるなど豊かな自然環境が残されている。

・佐波川本川中上流部は、河床が急勾配となっており、農業用水確保のために数多くの堰が存在している。



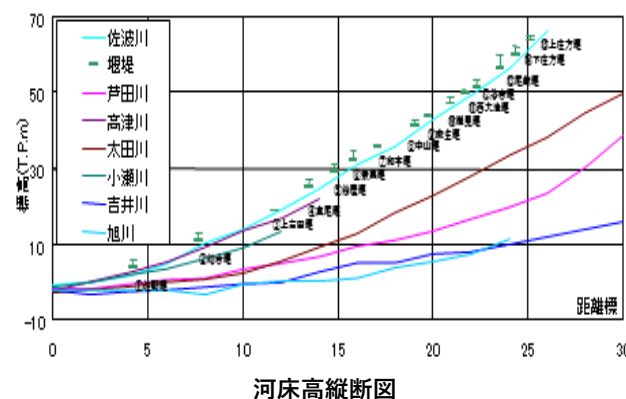
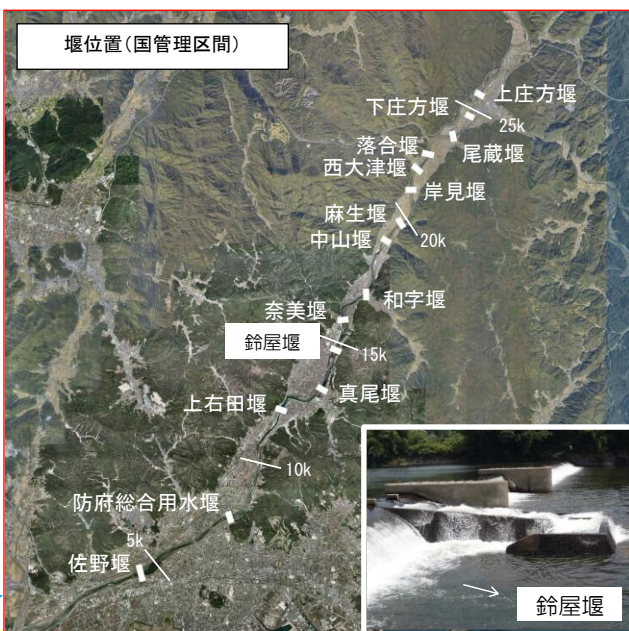
近年の水害、特定都市河川指定に向けた動き

R5.7	前線に伴う豪雨による堤防の開口部からの溢水により農地の浸水被害が発生。
R6	岸見地区では、1年間で3度の浸水被害が発生（7/1、7/11、11/1）。近年の気候変動による豪雨を踏まえ、法的枠組みを活用した流域治水を推進するため、佐波川における特定都市河川の指定に向け、関係者と協議・調整を進めた。
R6.10	「第7回佐波川流域治水協議会」において、指定に向けた検討を開始することについて事前合意。
R7.2	「第8回佐波川流域治水協議会」において、特定都市河川の指定区間と指定範囲を鈴屋堰より上流とすることについて、事前合意。
R7.11	流域住民等に、特定都市河川指定制度について説明を実施。
R8.3.31	特定都市河川指定。



①近年の降雨量の増加に伴い、H21年、R5年、R6年と **浸水被害が頻発化している。**

②**固定堰による堰上げの影響を受けやすく浸水被害が頻発化**している。



③改築が必要な固定堰が数多くあり、改築には時間を要することから、佐波川上流側では早期の治水安全度向上が困難な状況。

法的枠組み(特定都市河川制度)を活用した「流域治水」の本格的実践 ※検討中

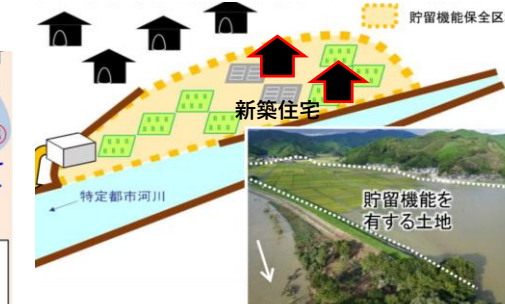
【流域水害対策計画の方向性】
○固定堰による堰上げの影響により排水が難しくなる特性等を踏まえ「特定都市河川流域全体」で安全度の向上を図る。

- 固定堰による堰上げの影響等による浸水被害、内水被害の軽減。
 - ①河川整備に加え、輪中堤、宅地嵩上げ、堤防強化等による浸水対策。
 - ②雨水貯留施設やため池や田んぼダム等を活用した雨水貯留対策。
 - ③貯留機能保全区域の指定等、土地利用により被害対象を増やさない取組。
 - ④雨水浸透阻害行為の許可に基づく、雨水の流出抑制。
- 佐波川本川の支川合流部には開口部が残されており、霞堤のような遊水機能を保持している。
- ⑤開口部の存置

①浸水対策
「流域治水整備事業等の活用」
浸水被害が常習化している地域で「流域治水整備事業」等を活用することで、輪中堤、宅地嵩上げ、移転等により、早期に浸水被害の防止・軽減をはかる。



③貯留機能保全区域指定制度
住宅地近隣の田畑など、貯留機能を持つ土地で、盛り土や宅地開発が行われた場合、お住いの方々の家々の浸水被害につながるため貯留機能を有する土地を保全するための指定制度。



河川整備に加え、**山口県内初の特定都市河川指定により、更なる「流域治水」の推進を図る。**

【特定都市河川指定】法的枠組みを活用し流域全体での浸水被害対策を推進。

- ・「流域水害対策計画」の策定。法定計画により浸水被害対策を推進。
- ・雨水浸透阻害行為の許可による流域全体で流出量を増やさない取組の推進。

佐波川水系佐波川等の特定都市河川と流域の概要(1/4)

河川区間: 佐波川水系佐波川等の計22河川
 流域面積: 約390km²
 (山口市、防府市、周南市)

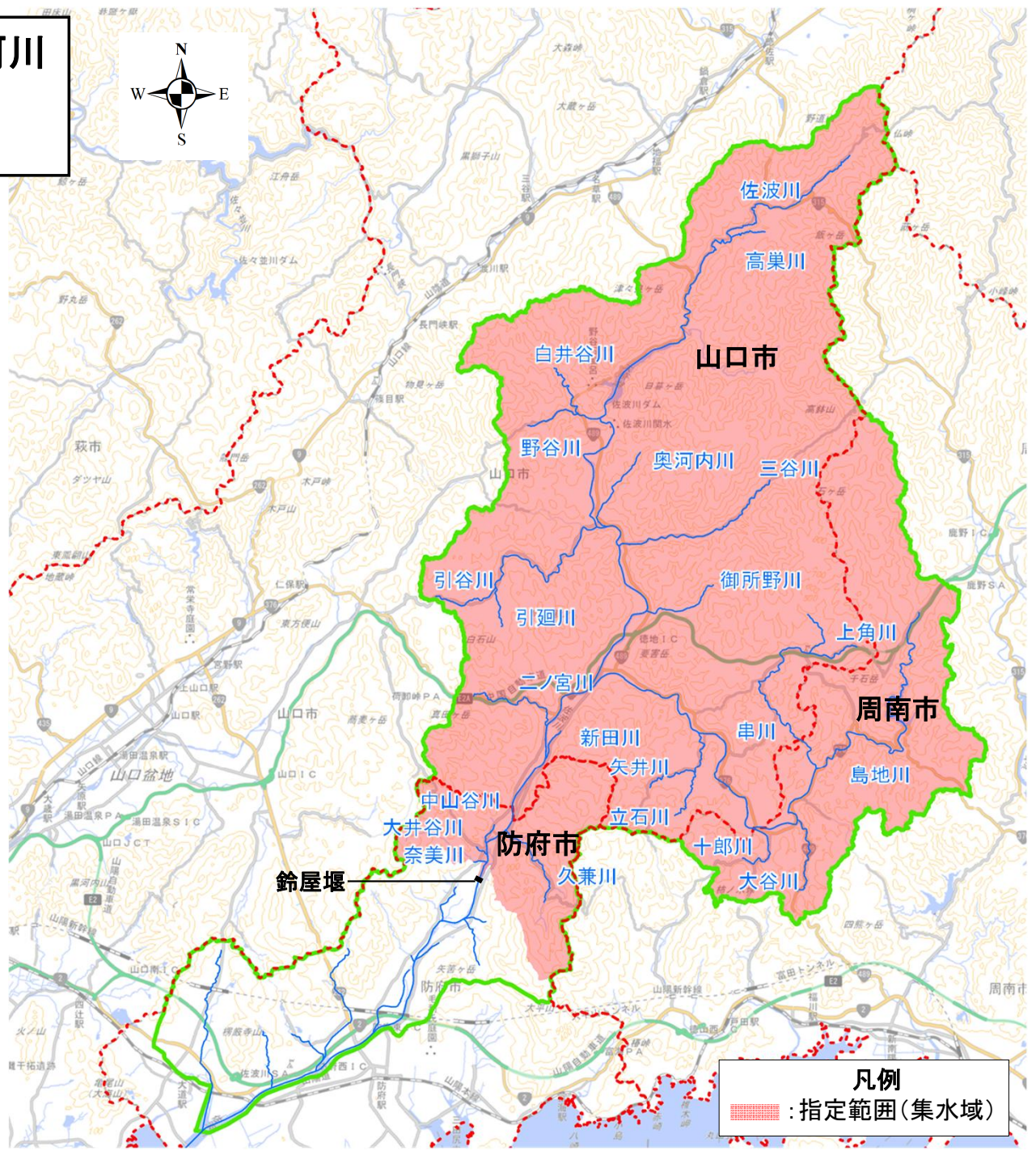


表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
佐波川	山口県山口市徳地柚木字山田三千三百二十二番地先の町道橋下流端	左岸：山口県防府市大字和字字善光一万四百九十二番二地先 右岸：山口県防府市大字奈美字提ノ口一万百六十五番二地先
奈美川	左岸：山口県防府市大字奈美字谷口百六十七番二地先 右岸：山口県防府市大字奈美字松ヶ谷七百二十五番一地先	佐波川への合流点
大井谷川	山口県防府市大字奈美字権現二十五番一地先の権現橋下流端	佐波川への合流点
中山谷川	左岸：山口県防府市大字中山字桑原一万百五十三番地先 右岸：山口県防府市大字中山字台ヶ原一万百十番一地先	佐波川への合流点
久兼川	左岸：山口県防府市大字久兼字甲子岩三百六十七番一地先 右岸：山口県防府市大字久兼字甲子岩三百六十九番地先	佐波川への合流点
新田川	山口県山口市徳地伊賀地字山崎千百二十一番一地先の農道橋下流端	佐波川への合流点
二ノ宮川	山口県山口市徳地堀字狼岩四千二百四十九番二地先の県道橋下流端	佐波川への合流点

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
島地川	左岸：山口県周南市大字巢山字そり千四百十二番二地先 右岸：山口県周南市大字巢山字橋詰千五百七十四番地先	佐波川への合流点
矢井川	藤木川の合流点	島地川への合流点
立石川	山口県山口市徳地藤木字迫千四百九十二番二地先の県道橋 下流端	矢井川への合流点
十郎川	山口県周南市大字馬神字井手ヶ迫下六百九十番地先の県道 橋下流端	島地川への合流点
大谷川	左岸：山口県周南市大字馬神字車木下千六百四十九番四地 先 右岸：山口県周南市大字馬神字車木下千六百五十番一地先	島地川への合流点
串川	山口県山口市徳地鯖河内字むくろさこ一万七百七十番地先 の砂防堰堤下流端	島地川への合流点
上角川	左岸：山口県山口市徳地鯖河内字鹿ノ地八十六番四地先 右岸：山口県山口市徳地鯖河内字鹿ノ地八十三番地先	串川への合流点

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
御所野川	山口県山口市徳地深谷字高巢ヶ垣一万三百三十六番一地先の砂防堰堤下流端	佐波川への合流点
三谷川	左岸：山口県山口市徳地三谷字河原千九百十番一地先 右岸：山口県山口市徳地三谷字羽高日平二千三十二番地先	佐波川への合流点
奥河内川	左岸：山口県山口市徳地船路字山ノ口一万三百十三番二地先 右岸：山口県山口市徳地船路字山ノ口千六百六十七番一地先	佐波川への合流点
引谷川	左岸：山口県山口市徳地引谷字下瀬戸千七百十八番二地先 右岸：山口県山口市徳地引谷字瀬戸中原千七百二十三番一地先	佐波川への合流点
引廻川	山口県山口市徳地引谷字下大浴一万千二十五番一地先の町道橋下流端	引谷川への合流点
野谷川	左岸：山口県山口市徳地野谷字下判ノ田二千五百十六番地先 右岸：山口県山口市徳地野谷字吉田二千六百七十三番地先	佐波川への合流点
白井谷川	左岸：山口県山口市徳地野谷字丸子一万四百九十四番一地先 右岸：山口県山口市徳地野谷字北谷一万四百九十六番三地先	野谷川への合流点
高巢川	左岸：山口県山口市徳地柚木字上小河内九百六十番地先 右岸：山口県山口市徳地柚木字小河内千九百八番二地先	佐波川への合流点

概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

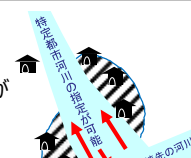
市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川




自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



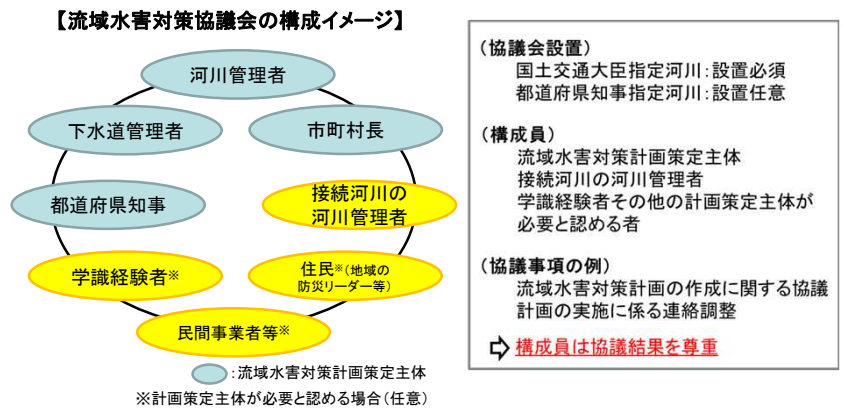
流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践



流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で0.1～ 30m^3 の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100 m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

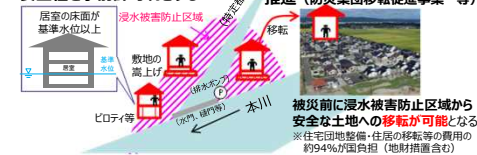
- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ